

# 風景づくりの基準

## 建築物等

【基準が当てはまるエリア】

緑の街並み

歴史と緑

道祖神通り

太枠：当該エリアで特に重視する基準

### 外構緑化

- 敷地内の接道面など視認性の高い場所は、樹木や草花等により積極的に緑化し、道路沿いの塀や柵の高さや素材に配慮するなど、周辺の緑との連続性を図るよう工夫する。

緑の街並み

歴史と緑

道祖神通り

道路際の外構の誘導イメージ



※商店街にも、通りに面してできる限り緑を配置する。

### 外構緑化

- 既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限り、それを活かした外構計画とする。
- 可能な限り、奥沢の風景になじむ樹木による緑化を図る。(シンボルツリーの配置、既存樹木の保存など)
- やむを得ず既存の樹木を伐採した際は、可能な限り、視認性の高い場所に樹木による緑化を図る。

緑の街並み

歴史と緑

道祖神通り



### 配置

- 適切な隣棟間隔の確保や道路側に空地を設けるなど、可能な限り、ゆとりのある配置となるよう工夫する。



緑の街並み

歴史と緑

道祖神通り

### 色彩

- 「歴史と緑のエリア」及び「道祖神通りエリア」の色彩は、「色彩基準の解説パネル」上段に定める色彩基準に適合するとともに、「色彩基準の解説パネル」下段の色彩の考え方を踏まえ、周辺の風景との調和を図る。

歴史と緑

道祖神通り

- 「緑の街並みエリア」の色彩は、周辺の風景との調和を図る。

緑の街並み

彩度の誘導イメージ



明度（明るさ）

「歴史と緑のエリア」と「道祖神通りエリア」で使用が可能な明度の範囲



※色彩基準について、詳しくは「色彩基準の解説パネル」をご覧ください。



**界わい形成地区指定後に建物の新築・増改築・外壁の塗替えをする際は、奥沢らしい風景を守り育てるためのちょっとした配慮をお願いします。**



**建物の計画設計の段階に届出書をご提出いただき、基準に沿った配慮がなされているか確認します。**

形態  
意匠

・地域の歴史や風土を物語る資源は、**可能な限り保全・活用**を図る。

色彩

・敷地内や周辺に重点エリア、地域風景資産や界わい宣言、古道など風景資源がある場合は、**これを活かした配置、形態、意匠、色彩、外構**などに配慮する。

配置

緑の  
街並み

歴史  
と緑

道祖神  
通り



画：川嶋定雄氏（奥沢2丁目在住）

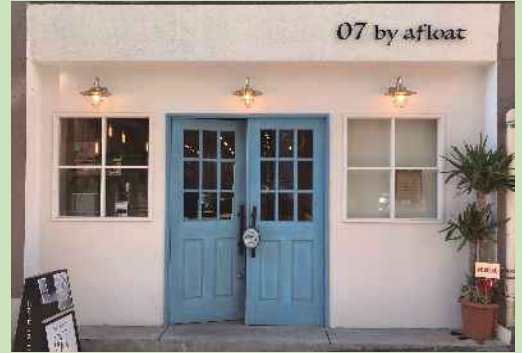
形態  
意匠

・屋外広告物を設置する際は、「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」を参考に、**奥沢の風景と調和**したものとなるよう工夫する。

緑の  
街並み

歴史  
と緑

道祖神  
通り



参考：風景づくりガイドライン  
屋外広告物編

外構  
緑化

形態  
意匠

・角地や道路の突きあたりなどアイストップとなる場所では、**形態・意匠・色彩**を工夫し魅力ある風景づくりを図る。

・角地や道路の突きあたりなどアイストップとなる場所では、**角地部分に樹木を植える**など、通りからの見え方に配慮し、魅力ある交差点の風景となるよう工夫する。

緑の  
街並み

歴史  
と緑

道祖神  
通り



外構  
緑化

・敷地の鋭角部分が通りに面する場合は、可能な限り敷地の**鋭角部分を緑化**し、通り沿いに庭先の緑がつながるよう工夫する。

緑の  
街並み

歴史  
と緑

道祖神  
通り



配置

外構  
緑化

・坂道や斜面地など地形に変化がある場合は、**配置・外構のデザイン**にこれを活かした工夫をする。

・擁壁及び土留めは、可能な限り**自然素材**を使用し、**緑化と併用**するなど周辺環境と調和するよう、通り沿いに庭先の緑がつながるよう工夫する。

緑の  
街並み

歴史  
と緑

道祖神  
通り

地形に変化のある外構の誘導イメージ



【基準が当てはまるエリア】

緑の  
街並み

歴史  
と緑

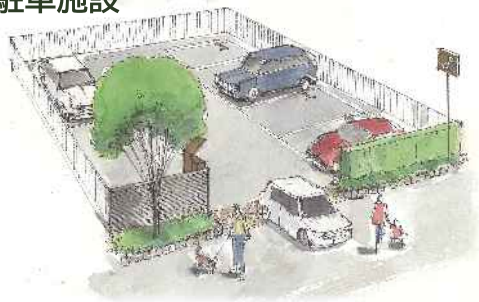
道祖神  
通り

太枠：当該エリアで特に重視する基準

# 風景づくりの基準

## 工作物

### 駐車施設



配置

外構  
緑化

- ・ 駐車場（機械式駐車場を含む）、駐輪場等は、**通りから目立たないように配置や植栽**などを工夫するとともに、可能な限り緑化を図る。



形態  
意匠

色彩

外構  
緑化

配置

- ・ 屋外広告物を設置する際は、「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」を参考に、**奥沢の風景と調和**したものとなるよう工夫する。
- ・ 説明板や精算機、ロック装置などの設備は、通りからの見え方に配慮し、**周辺の風景と調和**するよう形態・意匠や色彩などを工夫する。

### コインパーキングの誘導イメージ



## 自動販売機

色彩

配置

形態  
意匠

- ・ 自動販売機を設置する場合は、**周辺の風景と調和した意匠・色彩**とするなど、通りからの見え方に配慮する。



出典：  
自動販売機自主景  
観ガイドライン  
（清涼飲料水自販機  
協議会）

### 自動販売機の誘導イメージ



※一定規模以上の建築物等や上記以外の工作物には、現在適用されている一般地域の基準も、引き続き併せて適用されます。

※一定規模以上の開発行為、土地の開墾・堆積、水面の埋め立て、木竹の伐採については、既に定められている一般地域の基準を適用します。

詳しくは、現在の「風景づくり計画」をご覧ください。



## 風景づくりにご活用ください！助成・支援制度のご案内

### 世田谷ひとつぼみどりのススメ

世田谷区みどり33推進担当部

みどり政策課

TEL: 03-6432-7902

身近な小さな場所で行くみどりの楽しみ方や、生垣、シンボルツリー、壁面緑化、雨水タンク、雨水浸透ますなどみどりを持つ機能を活かす助成制度を紹介しています。



### 3軒からはじまる ガーデニング支援制度

（一財）世田谷トラスト

まちづくり

TEL: 03-6379-1620

近隣3軒以上のグループで行うストリートガーデニングについての支援制度を紹介しています。魅力あるお庭づくりを支援します。



### ベンチの 設置費用助成

（お店や団体向け）

※R5年以降継続未定

各総合支所街づくり課

（玉川総合支所 街づくり課

TEL: 03-3702-4539）

敷地にベンチを設置する費用を助成します。





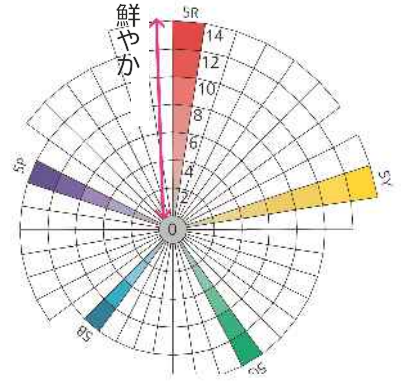
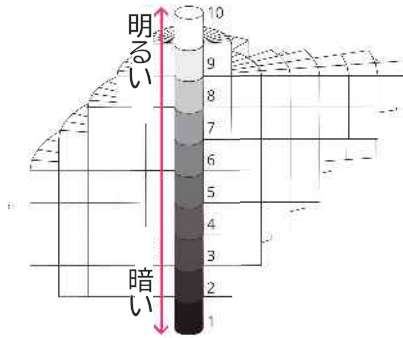
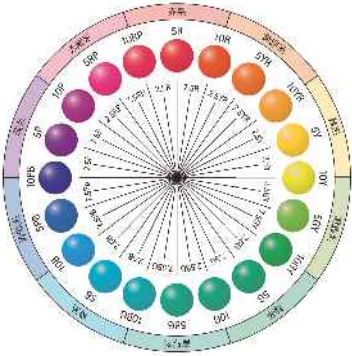
# 色の基礎知識

**色彩の三属性** 色には3つの性質があります。

**色相**：赤や青といった色合い

**明度**：明るさの尺度

**彩度**：鮮やかさの尺度



## 色を表すマンセル値

色相、明度、彩度を組み合わせ、色彩を表すことができる「マンセル記号」を用います。

**5Y**      **8.5 / 0.5**  
色相      明度      彩度

R系	赤系	BG系	青緑系
YR系	黄赤系	B系	青系
Y系	黄系	PB系	青紫系
GY系	黄緑系	P系	紫系
G系	緑系	RP系	赤紫系

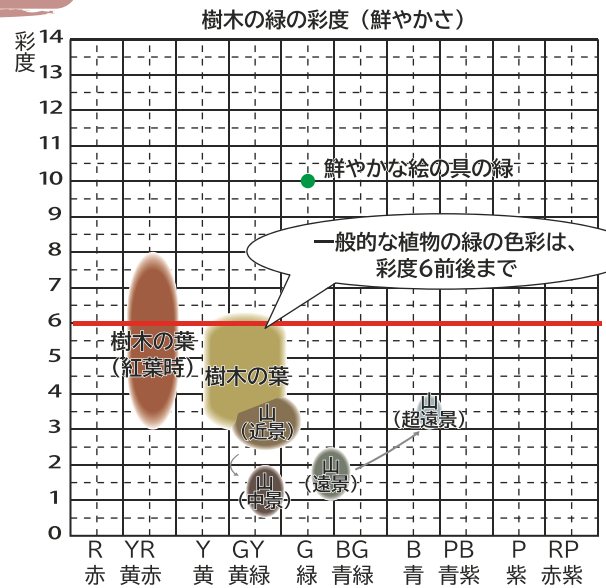
## みどりを美しく鮮やかにみせる色彩

植物の緑色は、概ね彩度6までとなります。(紅葉の時期を除く) 建物や塀の色彩は、これより彩度を抑えることで、みどりを美しく見せることができます。

また、砂や岩石の色は、植物の緑色よりも彩度が低く、穏やかで暖かみのある暖色系の色で、自然風景の中では「地」の色となっています。砂や岩石のような暖色系の色は、街なかでも風景の「地」の色となって、みどりを引き立てます。



土、砂、岩石、樹皮などの自然風景の「地」の色



## 重点エリア全建物の色彩調査を実施しました！

【調査範囲】 歴史と緑のエリア、道祖神通りエリア      【調査期間】 令和3年7月26日～29日

【調査棟数】 288棟      ※道路からの目視で行い、私有地内には立ち入っておりません。

### 【調査結果】

色相の傾向 **暖色系やグレー系の色がほとんど**を占めていました。  
(歴史と緑：99% 道祖神通り：100%)

明度の傾向 **明るめの色(明度4以上)**がほとんどを占めていました。  
(歴史と緑：97% 道祖神通り：100%)

彩度の傾向 **落ち着いた色(彩度4未満)**がほとんどを占めていました。  
(歴史と緑：94% 道祖神通り：92%)

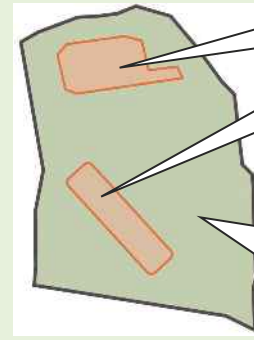
これからも、  
緑が映える  
落ち着いた風景を守るため、  
色彩基準を定めます。

## < 界わい形成地区における色彩基準（数値基準）と色彩の考え方（定性基準） >

「歴史と緑のエリア」・「道祖神通りエリア」では、「色彩基準」（数値基準）と「色彩の考え方」（定性基準）により、風景づくりを進めます。「緑の街並みエリア」では、「周辺の風景との調和」について、定性基準により風景づくりへの配慮を求めてまいります。

なお、一定規模以上の建築物は現在適用されている基準が適用されます。

※一定規模以上…延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>以上または高さ 10m 以上の建築物等（用途地域による）



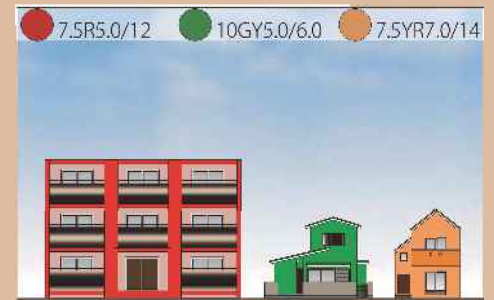
- 小規模な建築物
- 一定規模以上の建築物
- 小規模な建築物
- 一定規模以上の建築物

## 色彩基準（数値基準） \* 重点エリアにおける戸建て住宅等

重点エリアでは、**建築物の外壁に使用する色彩**について、以下の数値基準を定めます。（数値基準は外壁各面の 4/5 以上の部分に関する基準です。）

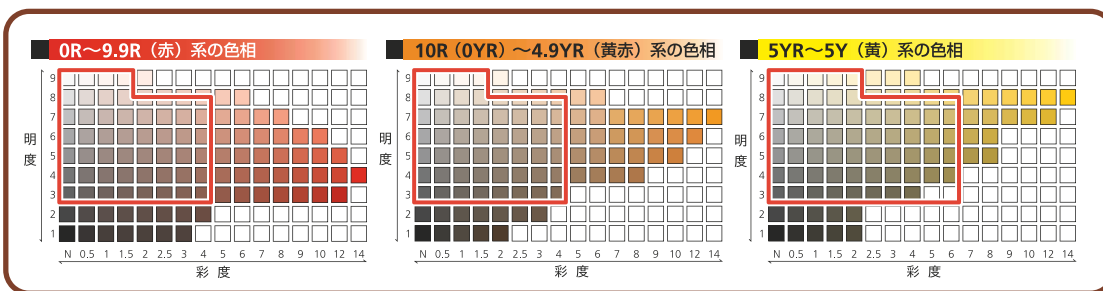
### 色彩基準

対象	基準の内容		
	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の 4/5 以上はこの範囲から選択)	OR ~ 4.9YR	3以上 8.5 未満	4 以下
		8.5 以上	1.5 以下
	5YR ~ 5Y	3以上 8.5 未満	6 以下
		8.5 以上	2 以下
	その他の色相	3以上 8.5 未満	2 以下
		8.5 以上	1 以下



街並みの連続性が感じられる落ち着いた地域の特性や魅力を高めることにつ

### 色彩基準の範囲（カラーチャート）

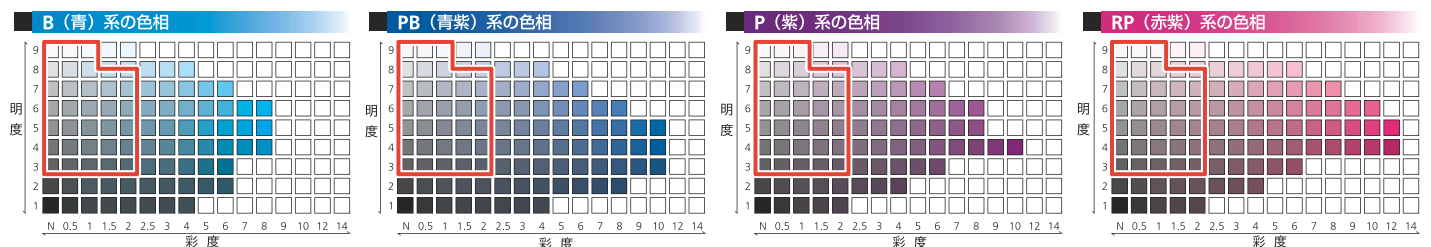
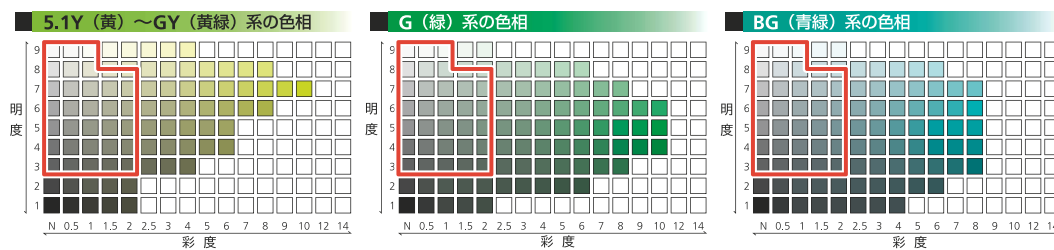


### 暖色系の色彩

風景になじみやすい茶系等暖色系の色彩は、使用できる範囲に幅を持たせています。



使用できる色彩の範囲



## 「歴史と緑のエリア」・「道祖神通りエリア」(重点エリア)

### 色彩基準(数値基準)

- ・奥沢独自の数値基準を適用 **詳しくは下段左へ**
- ・現在の数値基準を適用 ※2次元コード参照

### 色彩基準(定性基準)

- ・全ての規模の建築行為等で、色彩の考え方を適用 **詳しくは下段右へ**

詳しくはこちらをご覧ください。

(奥沢1~3丁目等界わい形成地区における建築物の色彩について)



## 「緑の街並みエリア」

### 色彩基準(数値基準)

- ・数値基準は適用しない。
- ・現在の数値基準を適用 ※2次元コード参照

### 色彩基準(定性基準)

- ・周辺の風景との調和を図る。

## 色彩の考え方 \* 重点エリアにおける戸建て住宅等

重点エリアでは、以下の「色彩の考え方」に基づき、配慮をお願いします。

### 外壁

- ・区内で多く使用されている暖色系の色相を用い、統一感のある街並みとなるよう配慮する。暖色系以外の色相を使う場合は彩度を低くするよう配慮する。
- ・高明度の色彩は街並みに違和感が生じやすいため、彩度を低くおさえ、低光沢の素材を用いるなど配慮する。汚れが目立ちやすいパステルカラーは避ける。
- ・明度差(コントラスト)の大きい配色や複数の色相による配色などは街並みに違和感が生じやすいため、配色は明度差を5未満におさえた同系色を用いるよう配慮する。

### 緑との調和

- ・周辺の樹木との調和を図るため、樹木の色彩(明度5、彩度6程度)より目立ちすぎないように、明度および彩度の対比を和らげ、樹木と調和しやすい暖色系の色相を用いるよう配慮する。



建築物の色が彩度6を超えると、周囲のみどりがかすんで見えてしまいます。

### 素材

- ・反射や光沢の強いものは避け、落ち着いた自然な表情の建材や塗料を用いるよう配慮する。

※主なものを抜粋しています。

10YR8.0/0.5 5.0YR8.0/0.5 2.5Y7.0/2.0



いた色彩を選択することが、  
な갑니다。

### 【数値以外の例外】

- ・着色をしていない透明ガラスや型板ガラスについては、周辺の景色や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことからこの数値基準によらないことができる。
- ・石材などの自然素材を使用する場合は、風景づくり委員会などの意見を聴取したうえで、この数値基準によらないことができる。 等



着色していない透明ガラス、型板ガラス(①)  
石材などの自然素材色(②、③)